



リユース等の促進に関するロードマップ° (素案)

令和8年1月

環 境 省



【背景】我が国のリユース取組に関する状況について

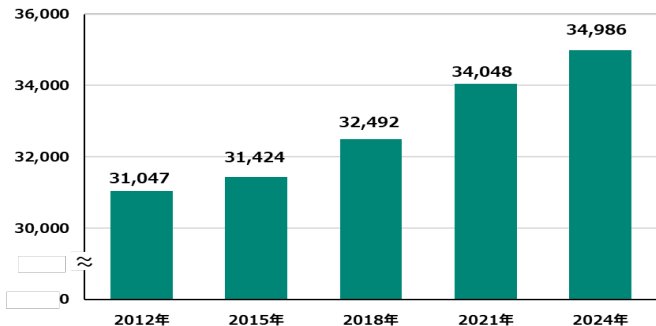
- 成長戦略フォローアップ工程表(令和3年6月閣議決定)においては、**循環経済関連ビジネスの市場規模を2030年までに現在の約50兆円から80兆円に拡大させることを目指す**としている。
- 循環経済への移行加速化パッケージ(令和6年12月関係閣僚会議決定)においては、新たな目標として**付加価値が高く利用しやすいリユースビジネス等を支援することや、リユース業者等と協働取組を行う自治体数の倍増を目指す**としている。
- また、人々のライフスタイルを変革することで、**製品や素材等の適切な長期利用やリユースを促進し、循環の輪を広げ太くすることが重要**。(使用済み製品・素材に加え既存住宅の活用など、関係省庁と連携した幅広い取組の推進が考えられる)
- これらの達成には、**環境・社会・経済の発展に大きく貢献するリユース業を目指し**、官民が一体となって取組を行う必要がある。

リユース市場規模の拡大

- 環境省調査における国内のリユース市場規模(一般消費者の最終需要ベース)は2024年現在で3兆4,986億円であり、年々増加傾向にある。
- 2030年には約4兆円(中古住宅市場と同等)に到達するという民間推計※もあり、従来のリユース事業者の拡大に加え、製造事業者が自らリユースを行うなどの新たな形でのビジネスモデルも生まれており、今後も市場の拡大が見込まれる。
- また、消費者のリユース品の購入・販売により**可処分所得が増加する**ため、リユース市場の拡大は物価高対策にも資すると言える。

リユース市場規模の推移(一般消費者の最終需要ベース)

(億円)

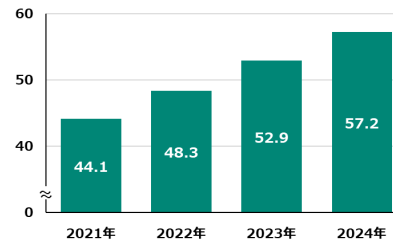


(出所) 環境省「リユース市場規模調査」

※リユース経済新聞「リユース市場データブック2024」。中古自動車を含まない推計であることに留意。(https://www.recycle-tsushin.com/databook/)

古物商許可件数の推移

- 古物営業許可件数の推移をみると、2024年末における許可件数は約57.2万件、前年から約4万件増加しており、**古物の買取りを業として行う者が増加**していることがうかがえる。(ただし、本申請は法人だけでなく、個人を含む)

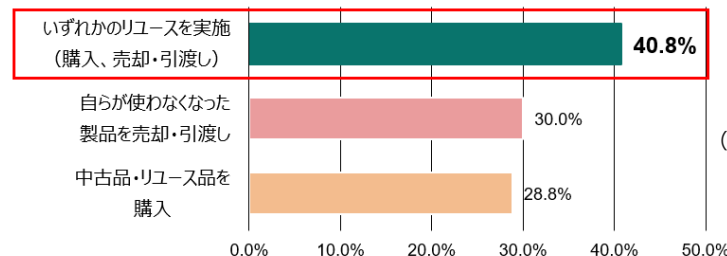


(出所) 警察庁生活安全局生活安全企画課
「令和6年中における古物営業・質屋営業の概況」
(<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/R6kobutsushichiyagaikyo.pdf>)

消費者によるリユースの実施率

- 令和6年度に環境省実施した消費者アンケートにおいて、過去1年間におけるリユース実施率を把握したところ**40.8%**となり、リユース市場が拡大する一方で、**消費者の約6割はリユースを実施していない**。

過去1年間のリユース経験(購入、売却・引渡し)



(出所) 令和6年度環境省調査
※具体手法別に購入、売却・引渡し経験を調査した上で、いずれかを実施した回答者を集計した結果。

【背景】使用済製品のリユース推進の意義・メリット

- 使用済製品のリユース推進の意義・メリットは多岐に渡るが、①廃棄物の減量・処理費削減、②CO₂排出削減・資源有効活用、③消費者の所得増加・消費拡大・QOL向上、④経済・雇用へのプラスの効果、⑤コミュニティの活性化・社会貢献などが挙げられる。

①製品の使用年数の延長による廃棄物の減量・処理費削減

- 社会全体での製品使用年数が延長され、長期的な視点で廃棄物を減量。
- 市区町村等のごみ処理費用の削減にも寄与。

②製品の廃棄・製造にかかるCO₂の排出削減、資源の有効活用

- 製造・廃棄に伴うCO₂が削減。
※ただし、使用時にエネルギーを消費する家電製品等については、新製品の省エネ性能が向上している場合、使用時のCO₂排出量が大きくなるため留意。
- エシカル消費の推進や、製品に含まれるレアアース等の資源も含めた資源有効活用にも貢献。

③消費者の所得増加・消費拡大・QOLの向上

- リユース品の購入・販売による消費者の所得増加・消費拡大。
※消費者が「不用品をリユース品として販売することによる所得増加」、「新品ではなくリユース品を購入したことによる新たな消費活動の拡大」の2つの効果を想定
- 新品では購入が困難な消費者にとっても、手の届く価格帯で必要な製品が入手でき、QOLが向上する場合もある。

④リユース拡大による経済・雇用へのプラスの効果

- リユース事業者等の販売額増加。
- 安心して売却できる適切なリユース市場の存在が、新製品への購買意欲の増加及び市場確立・拡大につながる。
- インバウンドによるリユース品購入、海外へのリユース品（ユーズド・イン・ジャパン）販売の拡大など、外貨獲得にもつながる。

⑤地域・コミュニティの活性化・社会貢献

- 地方自治体、リユース事業者、NPO等が連携した地域のリユース活動・イベント等は、地域コミュニティの交流の場となり、地域活性化に貢献。リユースを通じて持続可能なライフスタイル、環境問題等を学ぶ機会にもなる。
- リユースを通じた社会貢献活動面でのメリットも存在（例えば、学校等に寄附、担い手として障がい者雇用を推進など）。

「目指すべき将来像」と「取組指標」

- 環境省では、**2040年までの「目指すべき将来像」**として、**「適正なリユース市場の創出」、「リユースの裾野の拡大」、「リユースを「当たり前」に」**を設定。
- 将来像の実現に向けて、「いつまでに、何をすべきか」の全体像を具体化することを目的に、**「リユース等の促進に関するロードマップ」**を策定。
- 「目指すべき将来像」の実現の達成度合いを測るべく、**取組指標として「リユース市場規模」、「リユース業者等と協働取組を行う自治体数」、「消費者におけるリユースの実施率」**を設定。それぞれに2030年までの達成を目指した意欲的な指標上の目標も設定した。また、指標上の目標を設定せず、継続的に測定することで、リユースに関する実態把握や施策検討の参考指標として、「リユース重量・点数」を設定した。

目指すべき将来像 (2040年まで)	取組指標	2030年までの 目標	現状値 (2024年)	参考 指標
適正なリユース市場の創出 環境負荷低減に資する取組を実施する、優良なリユース事業者が評価される安全・安心なリユース市場の形成	リユース市場規模	4兆6千億円 (32%増)	3兆5千億円	リユース重量・点数
リユースの裾野の拡大 より多くの使用済製品が地域で循環され、豊かな暮らしにも資する取組が全国で展開・地域実装される社会の構築	リユース業者等と協働取組を行う自治体数	約600自治体 (倍増)	約300自治体	
リユースを「当たり前」に 消費者、自治体、企業が製品を長く大切に使うライフスタイル・ビジネスモデルの定着	消費者におけるリユースの実施率	50% (国民の半数)	40.8%	

(※) 参考指標「リユース重量・点数」については、2030年までの目標は定めない

「取組指標」の詳細



項目	取組指標		
取組指標	リユース市場規模	リユース業者等と協働取組を行う自治体数	消費者におけるリユースの実施率
目標値 (現状値)	4兆6千億円 (2024年：約3兆5千億円)	600自治体 (2024年：約300自治体)	50% (2024年：40.8%)
目的	「環境負荷低減に資する取組を実施する、優良なリユース事業者が評価される安全・安心なリユース市場の形成」がされるようになったことを評価する。	「より多くの使用済製品が地域で循環され、豊かな暮らしにも資する取組が全国で展開・地域実装される社会の構築」が進み、「リユースの裾野の拡大」したことを評価する。	「消費者、自治体、企業が製品を長く大切に使うライフスタイル・ビジネスモデルの定着」が進み、「リユースを「当たり前」に」捉えられるようになったことを評価する。
取組指標の定義	過去1年の間に一般消費者がリユース品*を購入した総額	環境省「一般廃棄物処理実態調査」などにおいて、「リユースに関する協定を締結している」と回答した自治体数	過去1年の間に、リユース品*の購入、自らが使わなくなった製品の売却・引渡し of いずれかを行ったことがある消費者の割合
本指標におけるリユースの定義・対象範囲	- 購入経路をリユースショップ、フリマアプリ、インターネットオークションなど6分類に大別して整理。 - 家具類、衣類・服飾品、書籍、家電製品等の22品目を対象とする。	「リユースに関する協定を締結しているか」という設問に対し、市町村が判断したもの。	- 消費者における「リユース品の購入」と「自らが使わなくなった製品の売却・引渡し」 「購入」「売却・引渡し」には、「譲渡」を含む

*「リユース品」の詳細

- ・リユースショップ、フリマアプリ、インターネットオークション等で購入する「過去にあなた以外のユーザーが利用・使用していた商品」
- ・未使用品・新品品も対象。骨とう品、絵画、古切手・古銭など、年代を経ることで価値が高まるものは除く。リペア・シェアリング等は含まない。

リユース等の促進に関する課題及び対応する「施策」

【施策の方向性（４つの分類）】

- 「目指すべき将来像」を実現するため、課題を以下４つの方向性に大別して、具体的な施策を推進していく。

課題	施策の方向性 (具体的な施策)
- 優良事業者の取組が適切に評価される仕組みがない。 - 不適正な事業者の存在によるリユース業界の信頼性の低下。	１．リユース業の信頼性向上 (具体的な施策) ○ 優良事業者ガイドラインの策定 ○ 優良事業者を評価・後押しする仕組みづくり
「製品の長期利用」に関連する取組促進が不十分。 - 消費者にとって魅力的なリユースに接触する機会が少ない。 - 他自治体の事例・ノウハウ等の情報・費用・人手不足の課題があり、リユースに取り組む自治体の数が限られている。	２．リユースに触れる機会の拡充 (具体的な施策) ○ リユース接触機会の拡充に向けたモデル創出支援 ○ リユース先進自治体の拡大
- 大きな購買力がある国・自治体が公共調達でリユース品を購入している事例が少ない。 - 様々なリユース回収ルート、買取形態が存在するが、その存在が消費者に十分知られていない。 - リユースを実施するメリットが消費者に十分に認識されておらず、使用済み製品が回収に回っていない。	３．リユース需要の喚起 (具体的な施策) ○ リユース品の公共調達等の推進 ○ リユース促進に関する各種キャンペーン、リユースのメリット等の発信・教育促進
- リユース等を実施することによる経済・社会・環境への貢献が情報として確立していない。 - リユース利用を促進し、リユース市場を拡大していく上で、法令上の課題について指摘がある。 - 海外に輸出されたリユース品の取り扱い状況が十分に把握できていない。	４．リユース促進に向けた基盤づくり (具体的な施策) ○ リユース価値の『見える化』の実施 ○ 国内外のリユースに係る重点調査

【具体的な施策】 1. リユース業の信頼性向上

①優良事業者ガイドラインの策定

課題

- 優良事業者の取組が適切に評価される仕組みがない。
- 不適正な事業者の存在によるリユース業界の信頼性の低下。

実施内容

- 安全・安心なリユース市場の創出を目的に、優良事業者ガイドラインを策定する。具体的には以下の取組を令和9年度までに実施。
 - 先行する民間の取組を踏まえた評価方法の検討
 - 関係法令の整理
 - 有識者からなるワーキンググループ等による内容の検討
 - 関係業界へのヒアリング及び評価方法の精査
- 令和10年度以降は、策定するガイドラインを踏まえた優良事業者等への支援を実施。具体的には、「優良事業者」を評価・後押しする仕組みづくり等を想定。

【具体的な施策】 2. リユースに触れる機会の拡充

②リユース接触機会の拡充に向けたモデル事業創出

課題

- 「製品の長期利用」に関連する取組促進が不十分。
- 消費者にとって魅力的なリユースに接触機会が少ない。

実施内容

- 主に、リユースに触れる機会の拡充を目的に、消費者の認知拡大に課題のあるリユースモデルの創出を支援する。令和9年度までを目途に以下を例とした実証事業を実施。
- 裾野拡大に向けては多くのステークホルダーを巻き込むことが重要。そのため、従来のリユース事業者に加え、製造事業者自らがリユース等を行うような連携手法や、自治体間の横連携などが期待される。
- なお、支援対象とする実証事業は状況を踏まえ、適切な業種を支援する。
 - 消費者が利用しやすいリユース事業（拠点回収事業、遺品整理等）
 - シェアリング、リペア、リセール、リファーマビッシュ等
- 令和10年度以降は、本モデル事業を通じて把握した事業実施・展開における課題を踏まえた事業者等への支援を検討。

【具体的な施策】 2. リユースに触れる機会の拡充



③リユース先進自治体の拡大

課題

- 他自治体の事例・ノウハウ等の情報・費用・人手不足の課題があり、リユースに取り組む自治体が全国的に限られている。

実施内容

- 自治体でのリユース推進を目的にリユース先進自治体の拡大を推進。具体的には令和9年度までに以下の取組を実施。
 - 自治体への調査（先進的取組、阻害要因の把握等）
 - 自治体のリユースに関する取組の評価手法の検討
 - リユース先進自治体を特定する枠組みづくり
- 令和10年度以降は、公共調達推進に関する検討を通じて把握した課題と合わせて取組の見直し、更なる促進方法を検討。

【具体的な施策】 3. リユース需要の喚起



④リユース品の公共調達への推進

課題

- 大きな購買力がある国・自治体が公共調達でリユース品を購入している事例が少ない。

実施内容

- 国・自治体でのリユース品調達の促進を目的に、令和9年度までに以下の取組を実施。
 - 自治体への実態・ニーズ調査（主にオフィス家具）
 - 安定供給に向けた課題整理・検討
 - グリーン購入法への反映及び自治体への波及方法の検討
 - その他、公共調達における阻害要因調査及び推進方策の検討
- 令和10年度以降は上記での検討を踏まえた自治体支援や公共調達全般に関する取組の見直しを実施する。

【具体的な施策】 3. リユース需要の喚起

⑤リユース促進キャンペーン

課題

- 様々なリユース回収ルート、買取形態が存在するが、その存在が消費者に十分知られていない。
- リユースを実施するメリットが消費者に十分に認識されておらず、使用済み製品が回収に回っていない。

実施内容

- 国民のリユース実施率の向上を図るべく、各種キャンペーンや情報発信、教育促進の強化を行う。各種キャンペーンにおいてはターゲット層を明確にすることを念頭に、具体的には以下の取組を実施。
 - リユースに関する情報を集約したHPの立ち上げ
 - リユース月間（8月）の設定及び連動した官民連携キャンペーンの実施。また、リユース月間の他に大掃除（12月）、引っ越しシーズン（3、4月）、衣替え時期等に重点的に実施。
 - 「新品ではなくリユース品を購入したことによる新たな消費活動の拡大」のみならず「不用品をリユース品として販売することによる所得増加」にも焦点の当てた情報発信
 - 1世帯あたりの販売可能資産額に関する指標や、新品とリユース品の購入額を比較した算定集の策定等の検討を実施

※令和7年度補正予算において、自治体が行う物価高対策に資するリユースの取組において、リユース品として販売することによる所得増加に関する取組も支援対象とする予定。

【具体的な施策】 4. リユース促進に向けた基盤づくり



⑥リユース価値の『見える化』の実施

課題

- リユース等を実施することによる環境・社会・経済への貢献が情報として確立していない。

実施内容

- リユース等をより身近に感じられるよう、リユース等による環境面や社会面、経済面に関する様々な効果の見える化を実施。具体的には以下の取組を実施。
 - モデル実証事業を通じた各種データの整理
 - 関係者（自治体、事業者等）と連携した整理方法の検討
- なお、検証が終了し、妥当と判断された効果については適宜公表し、早期活用を試みる。

【具体的な施策】 4. リユース促進に向けた基盤づくり



⑦国内外のリユースに係る重点調査

課題

- ・ リユース取組を促進し、リユース市場を拡大していく上で、法令上の課題について指摘がある。
- ・ 海外に輸出されたリユース品の取り扱い状況が十分に把握できていない。

実施内容

- 適切な施策の実施基盤確立を目的に国内外のリユースに係る重点調査を実施する。具体的には以下の取組を実施。

- 国内外でのリユース品の取扱の調査
- 上記調査を踏まえ、不適正な海外リユースを是正し、適正な形での海外リユース推進

※優良事業者ガイドラインとの連携を図ることに留意

- なお、上記重点調査が終了次第、下記に関する調査等を実施。
 - カーボンニュートラルや少子高齢化等長期的トレンド踏まえた調査
 - 製品の長期使用による環境負荷軽減効果等の調査
 - 容器リユース（カップ、食器等）に関する実態調査
 - B to B（部品リユース等）に関する実態調査
 - その他、ロードマップにおける指標・目標の改善に向けた各種検討

リユース等の促進に関するロードマップ（概要）

1. リユース業
の信頼性向上

①優良事業者ガイドラインの策定

先行する民間の取組を踏まえた
評価方法の検討

素案
作成

関係業界への
ヒアリング等を
通じた精査

ガイド
ライン
策定

優良事業者等への支援

例）優良事業者を評価・後押しする
仕組みづくり

2. リユースに触れる
機会の拡充

②リユース接触機会の拡充に向けたモデル創出

・消費者が利用しやすいリユース事業（拠点回収事業、遺品整理等）
・シェアリング、リペア、リセール、リファービッシュ等
※製造事業者や自治体等の幅広い関係者とも連携。モデル事業は状況を踏まえ、適
切な業種を選定・支援

③リユース先進自治体の拡大

自治体における先進的取組の把握
リユース促進の阻害要因の調査等

リユース先進自治体を特定する
枠組みづくり

④リユース品の公共調達等の推進

自治体のニーズ調査（オフィス家具等）
安定供給に向けた課題整理・検討

グリーン購入法への反映及び
自治体への波及方法の検討

公共調達等における阻害要因調査及び推進方法の検討
例）補助事業における物品調達等に関する要件調査、
「リユース先進自治体」の優先的採択の検討

リユース先進自治体支援や
公共調達に関する取組の
見直し・検討の実施

3. リユース需要の喚起

⑤リユース促進キャンペーン、リユースのメリット等の発信・教育促進

・特にターゲット層を明確にした情報発信・普及啓発の強化

新規HPの立ち上げ

情報発信の随時強化・見直し

リユース月間の設定及び連動した官民連携キャンペーン実施

4. 基盤づくり

⑥リユース価値の『見える化』の実施

モデル事業を通じた各種データの整理

関係者（自治体、事業者等）と連携した整理方法の検討

整理方法・事例の取りまとめ

⑦国内外のリユースに係る重点調査の実施

リユース品の国内外での取扱の調査等

不適正な海外リユースの是正、
適正な海外リユースの推進 等

カーボンニュートラル等長期的トレンド
を踏まえた調査・検討・発展

目指すべき将来像／取組指標

適正なリユース市場の
創出

リユース市場規模：
4.6兆円

リユースの裾野の拡大

リユース業者等と
協働取組を行う
自治体数：**600自治体**

リユースを「当たり前」に

消費者における
リユース実施率：**50%**

＜参考指標＞
リユース重量・点数

※取組指標は消費者アンケート等を通
じて、適宜フォローアップを実施し、「目
指すべき将来像」への達成状況を把握。
※指標は項目含め随時見直しを行う。

2026

2027

2028

2029

2030年度

2040年度

色分けの凡例：施策の主な対象

主に事業者向け

主に自治体向け

すべての主体向け

※これらは現状、優先すべき事項について整理したものであり、この他にも効果的である
取組についても順次整理・実施していく。

※本ロードマップは、フォローアップ結果等を通じて、適切なタイミングで見直ししていく。